

今月の言葉

問題が起きた時は相手を責める前に自分を省みよう

管理部

仕事中にケガをした場合は

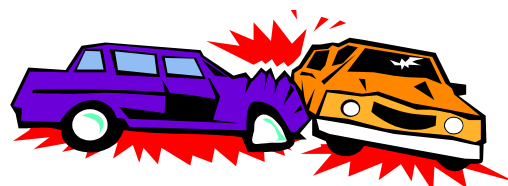
仕事をしている最中にけがや病気をした場合には、労災保険が適用されます。健康保険を使うことはできません。労災保険の給付を受けるには、会社での手続きが必要になります。けがをした時には、その場ですぐに職場のリーダーや伸栄の管理担当者へ報告して下さい。

また、通勤中に転倒するなどして、ケガをした場合には『通勤災害』となり労災保険の対象となるため、健康保険で受診する事はできません。(自動車事故の場合で、自動車保険を使う場合には保険会社に連絡し、その指示に従ってください。)必ず、病院で受診する前に担当者に連絡をして下さい。『通勤災害』は、通常利用する自宅と職場の間の経路で起こった事故が対象となるため、途中で友人の家に遊びに行くなど、寄り道した場合には、『通勤災害』とならない場合がありますので注意して下さい。



自賠責保険について

自賠責保険は、自動車・原動機付自転車の所有者と運転者が、必ず加入しなければならない保険で、**強制保険**と呼ばれています。この自賠責保険とは、被害者の救済を第一の目的としており、**対人賠償に限られています。**対人とは、死傷した相手側の運転者とその同乗者、あるいは歩行者などをいいます。自賠責保険では、**第3者の“他人”の死亡やケガに対してのみ**、保険金が支払われます。**加害者本人や車両などの物の損害や、自賠責の支払い限度額を超えた分については、一切補償がありません。**以下が、自賠責保険の支払い限度額となっています。

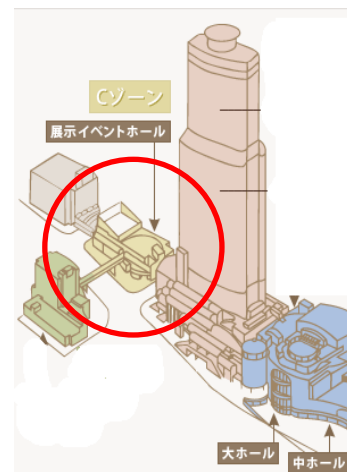


- ・死亡・・・3,000万円
 - ・ケガ・・・120万円
 - ・後遺障害・・・程度に応じて75万円～3,000万円。常に介護が必要な場合は4,000万円
- ※金額は、加害車両1台につき、被害者一人につきの金額で、1件の事故の総額ではありません。

このように、自賠責保険は限度額があり、対人賠償だけの支払いですからこれだけでは十分な補償とはいえません。そこで**これを補う任意の自動車保険が必要**になってきます。

確定申告のお知らせ

今年も確定申告が下記のとおり実施されます。この期間は、税務署内には確定申告会場を設けておりません。開設している日は基本的に平日ですが、一部日曜日も開設しております。確定申告の必要な方は、仕事に影響のない日曜日に行くようにしましょう。マイナンバーが必要になるかもしれません。通知カードや個人番号カードも忘れずにお持ちください。



会場 アクトシティ浜松 展示イベントホール
(浜松市中区中央3-12-1)

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※2月24日・3月3日の日曜日に限り、開設しています。

受付時間 午前9時～午後4時